

(コード番号:7834)

平成 28 年 8 月 10 日

各 位

会社名 マルマン株式会社代表者名代表取締役社長 出山 泰弘

問合せ先 専務取締役経営管理本部長 盧 康九

(TEL: 03-3526-9970)

第三者割当 (デット・エクイティ・スワップ) による新株式の発行、並びに 主要株主である筆頭株主、親会社以外の支配株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 8 月 10 日開催の取締役会において、第三者割当(デット・エクイティ・スワップ)による新株式の発行(以下、「本第三者割当増資」といいます。)を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本第三者割当増資に伴い、主要株主である筆頭株主の異動、親会社以外の支配株主の異動及びその他の関係会社の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

記

I.第三者割当(デット・エクイティ・スワップ)による新株式の発行

1. 募集の概要

(1)	払 込 期 日	平成 28 年 8 月 26 日				
(2)	発行新株式数	普通株式 3,327,200 株				
(3)	発 行 価 額	1株につき 110円				
(4)	発行価額の総額	365,992,000 円				
		上記の金額は全て、現物出資(デット・エクイティ・スワップ)の				
		払込方法によるものとします。				
(5)	資本組入額	1 株につき 55 円				
(6)	資本組入額の総額	182,996,000 円				
(7)	募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。				
(8)	割当先及び株式数	株式会社マルマンコリア 3,327,200 株				
(9)	現物出資財産の内容	株式会社マルマンコリアが当社に対して有する金銭債権元本				
(9)	先初山貝州 庄 7711 台	366,000,000 円のうち、365,992,000 円				
(10)		本第三者割当増資については、金融商品取引法による届出の効力発				
(10)	その他	生を条件とします。				

2. 募集の目的及び理由

(1) 当社グループの事業状況について

当社、当社の連結子会社5社及び持分法適用関連会社1社(以下「当社グループ」といいます。)は、「健康」をキーワードとして、ゴルフ関連事業(ゴルフクラブ・キャディバッグ等のゴルフ用品の企画・開発製造・販売及び輸出事業)、健康食品関連事業(禁煙パイポ、電子パイポ等の禁煙関連商品、各種サプリメント等の健康食品の企画・販売)及びゴルフ場の運営事業を行っております。

当社グループでは、国内におけるゴルフ事業がレジャー・スポーツの多様化と若年層の競技人口の減少により縮小傾向にある中、ゴルフ用品の総合メーカーとしての多様なブランド政策を修正し、より付加価値の高い高級品に重点を置いた商品開発への転換を図ることとしました。

その結果、当社グループのフラッグシップモデルである「Majesty」は、日本を代表する最高級ブランドとしてアジア地域を中心に、広く世界に認知されるに至りました。当社グループは、「Majesty」の持つ高いブランドイメージを背景に、積極的な海外展開を図り、国内市場の縮小に対応してまいりました。こうした中で、平成23年から平成25年にかけて、中国及び米国で当社の代理店として「Majesty」を始めとする当社製品を販売していた会社2社が、当社との契約条項に違背する行為をし、その後当該2社に対する債権の回収が困難な状態となったため、当社は多額の損失を計上することとなりました。

平成25年9月期は、上記2社に対する貸倒引当金の計上に加え、海外の持分法適用関連会社が 行った合併に伴う損失の計上等により1,663百万円の連結当期純損失を計上いたしました。

また、平成26年9月期は、上記元代理店2社に対する貸倒引当金の追加計上と、ゴルフ場を運営する子会社の固定資産の減損損失の計上等により、917百万円の連結当期純損失を計上いたしました。

こうした状況に対し、当社グループでは、財政基盤の強化を図るため、コスト削減を一層進めることの一環としてリストラを実施して固定費の圧縮を図る一方、米国及び中国市場の立て直しと新規開拓等、海外拠点の拡大並びに健康食品関連事業における新製品「電子パイポ」の販売等により売上の拡大を図るとともに、在庫の適正化とブランドの集中化による原価率の改善を実施しました。その結果、平成27年9月期は、42百万円の連結当期純利益を計上し、わずかながらも4期ぶりに黒字化を果たすこととなりました。しかし、その前期までの損失によって当社グループの自己資本は大きく毀損し、平成27年9月期の連結の自己資本比率は11.9%にとどまり、資本の増強を含む財務体質の強化が課題となっております。

(2) 募集に至る経緯

当社グループは、上記海外代理店2社との契約解消により中国と米国での売上が大幅に減少し、また、計画していた資金の回収が困難となったため、厳しい経営状況に直面しました。この状況を打開するため、当社は、平成26年1月頃、当社の筆頭株主である株式会社COSMO&Company(以下、「COSMO&Company」といいます。)を傘下に置く韓国のコスモグループに支援を要請し、その結果、当時、当社とコスモグループの合弁会社であった株式会社マルマンコリア(本店所在地:大韓民国ソウル市、以下、「マルマンコリア」といいます。)の当社保有株式のコスモグループの系列企業への売却と、コスモグループからの資金の借入について協力を得ることとなり

ました。

この際、当社は、保有するマルマンコリアの株式の全てを、コスモグループの系列企業1社に、 平成26年3月と同年4月の2回にわたり売却しました。また、コスモグループからの借入は、平成26年3月と同年9月の2回にわたり実施し、その後、コスモグループ内での借り換えを経て、現在、コスモグループからの借入は、マルマンコリアを借入先として366百万円の借入残高となっております。

上記株式の売却により、マルマンコリアは、現在、当社と直接の資本関係は無くなっておりますが、当社にとって同社は債権者であるとともに最大の販売先であり、また、同社にとっても当社は、取扱商品の大部分を当社製品で占める重要な仕入先の関係にあり、当社グループの企業価値の向上は、マルマンコリアにとっても共通の課題として認識されております。こうしたことから、両社の更なる関係強化と当社グループの有利子負債の圧縮と資本の増強による財務体質の強化のため、当社に対する貸付債権を現物出資することによる本第三者割当増資の実施が必要不可欠であると判断するに至りました。

(3) 資金調達方法の検討

当社は、財務体質の強化に向け、現在の借入金について、より金利負担の少ない他の金融機関からの借り換えによる返済を検討しましたが、現在の当社グループの自己資本比率の状況及び担保提供が可能な資産の有無並びに当社グループの最近の業績等を考慮した場合、間接金融による新たな資金調達を行うことは極めて難しいと判断いたしました。

また、当社は、本第三者割当増資に先駆けて、平成27年6月、ドリーム8号投資事業有限責任組合を割当先とする第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下、「本新株予約権付社債」といいます。)及び第1回新株予約権(以下、「本新株予約権」といいます。)の発行を行いました。しかし、その後、株式市場全体の低迷を反映して、当社株式の売買価格も下落傾向となり、本新株予約権付社債及び本新株予約権は、一部を除き、現在までそのほとんどが転換又は行使がなされておりません。

こうした状況の中、当社は、現在の株式市場の状況、当社の業績、財務状況、株価動向等から判断すると、公募増資は現実的ではなく、また、調達額が不確定であることや、手続にかかる時間及びコストを考慮すると、株主割当の方法も適当ではないと判断いたしました。そこで、当社としては第三者割当による方法が現実的であると考え、かつ、当社の財務状況を考えると当社に対する金銭債権の現物出資(デット・エクイティ・スワップ(以下、「DES」といいます。))による第三者割当増資による方法が最も可能性のある方法であると考えました。そこで、当社は、平成28年6月、当社の借入先であるマルマンコリアに対してDESによる新株の発行の打診をしたところ、当該増資の引受を検討いただけるとのことであったため、マルマンコリアを割当予定先とし、払込期日において、当該借入金の一部365,992,000円を資本へと振り替えるDESの方法を採用することといたしました。

本第三者割当増資が行われた場合には、当社株式の希薄化が生じることとなり、既存株主の利益を損なうおそれがあることから、当社は慎重な検討を重ねてまいりましたが、当社グループの課題であります財務体質の強化のためには、本第三者割当増資による自己資本の充実と有利子負債の圧縮が必要であり、かつ、マルマンコリアとの関係性強化が結果として企業価値の向上につ

ながっていくものと判断したものであります。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

本第三者割当増資において調達する資金の額は 365,992,000 円であり、その全額が当社に対する金銭債権の現物出資(DES)によるものであるため、差引手取額はありません。

本第三者割当増資の現物出資の目的となる金銭債権(当社の債務)は、マルマンコリアが平成26年9月と平成27年11月に当社に貸し付けた貸付金の合計366,000,000円のうち、365,992,000円であります。

当社は、平成 26 年 9 月、運転資金への充当を目的に、マルマンコリアより 200,000,000 円の借入を行いました。これは、主に、平成 26 年 10 月に発売した新製品「Majesty Royal Black」の立ち上げに伴う仕入代金の支払資金に充当いたしました。

また、当社は、平成 27 年 11 月、借入金の返済(借換え)を目的に、2 回にわたり、マルマンコリアより合計 166,000,000 円の借入を行いました。この借入は、当社の取締役でありマルマンコリアの筆頭株主である許京秀氏から当社が、平成 26 年 3 月、運転資金への充当を目的に行った借入金に対する返済(借換え)資金として行ったものであります。なお、許京秀氏からの借入金は、主に、平成 26 年 4 月に発売した当社の主力商品「Majesty Prestigio The 8 th」の立ち上げに伴う仕入代金の支払資金に充当いたしました。

なお、本第三者割当増資の実施を当時期に行うことといたしましたのは、平成 28 年 9 月期の連結及び個別財務諸表に本第三者割当増資の結果生じる債務の減少と資本の増加を反映し、今後の新規の資金調達等の際に、金融機関との交渉においてより有利な条件を引き出す可能性を広げるためであります。

(2) 現物出資の目的となる債権(当社の債務)

- ① 借入先:株式会社マルマンコリア
- ② 借入金元本総額: 366,000,000 円(そのうち、365,992,000 円が払込に充当され、その余の 8,000 円は債務免除されます。)

③ 借入金の明細 (単位:円)

No.	借入日	借入日 借入金 利率 返済期日		返済額	残高	
1	平成 26 年 9 月 25 日	200,000,000	6.57%	平成 29 年 3 月 17 日	_	200,000,000
2	平成 27 年 11 月 6 日	86,000,000	6.26%	平成 28 年 11 月 6 日	_	86,000,000
3	平成 27 年 11 月 25 日	80,000,000	6.26%	平成 28 年 11 月 25 日	_	80,000,000
	合計	366,000,000	6.43%		_	366,000,000

④ 担保:無し

⑤ 連帯保証人:無し

なお、現物出資の目的となる財産については、会社法の規定により原則として検査役の検査(会社法第207条第1項)若しくは弁護士、公認会計士又は税理士等による調査(同条第9項第4号)が義務付けられていますが、現物出資の目的となる財産が増資を行う会社に対する金銭債権である場合(いわゆるデット・エクイティ・スワップである場合)については、会計帳簿によりその

実在性が確認できるとともに、帳簿残高の範囲内であれば資本充実に支障がないことから、検査 役検査又は専門家による調査の必要がないこととされています(同条第9項第5号)。ただし、同 条第9項第5号が適用される金銭債権については、弁済期が到来しているものに限られます。

よって、現物出資の目的となる債権 366,000,000 円につきましては、検査役検査又は専門家による調査を不要とすることを目的として、当社が期限の利益を放棄することとし、これにより弁済期が到来いたします。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本第三者割当増資は、当社に対する金銭債権の現物出資(DES)によるものであるため、手取額はありません。

しかしながら、本第三者割当増資により負債の額が減少し、かつ、現物出資により給付される借入金に係る支払利息の負担もなくなること、また、自己資本の充実及び有利子負債の圧縮がなされることで、今後の金融機関からの新規の資金調達の可能性が広がることから、本第三者割当増資を実施することが当社グループの企業価値の向上に寄与し、既存株主の利益に資するものであると判断いたしました。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

発行価額につきましては、平成28年8月10日開催の取締役会決議の直前営業日である平成28年8月9日の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社株式の終値である122円から9.84%ディスカウントした110円といたしました。

当該発行価額の 110 円につきましては、発行決議日の直前 1 ヶ月間の終値の単純平均値 117 円に対して 5.98%のディスカウント、同過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 124 円に対して 11.29%のディスカウント、同過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値 130 円に対して 15.38%のディスカウントとなります。

取締役会決議日の直前営業日の終値を発行価額の算定の基礎として採用した理由といたしましては、上場株式の公正な価格を算定する際には、株価操作を目的とする不正な手段を用いた取引がなされた場合や、株式市場全体が不安定な値動きをしている場合や、当該株式の市場価格が算定直前のある一定の時期に当該上場会社の業績等に関係なく大きく変動している場合など、通常の形態の取引以外の要因によって市場価格が影響され、それが企業の客観的価値を反映しないなどの特段の事由のない限り、算定時に最も近い時点の市場価格を算定の基礎に用いることが相当とされているところ、当社の株価については、かかる特段の事由も見出せず、現在の株価は通常の形態の取引によって形成された市場価格であり、したがって、算定時に最も近い時点の市場価格である取締役会決議日の直前営業日の終値が、当社株式の公正な価格を現時点において算定するにあたり基礎とすべき価格であると判断したためです。

また、取締役会決議の直前営業日の終値より 9.84%ディスカウントした理由といたしましては、マルマンコリアとの借入金の返済に関する交渉の中で、同社より、借入金をDESとして株式化することに応諾する条件としてディスカウントの要望があったものです。当社は、ディスカウント発行を行った場合、マルマンコリアが既存株主に対し有利な条件で株式を保有することになり、

株主間の平等が図られない可能性があること、有利発行を行うには株主総会での決議が必要になることなどを説明しましたが、借入金及びその返済に関する経緯等、及びマルマンコリアとの将来にわたる関係強化の必要性等を総合的に考慮し、同社と協議の上、有利発行とならない範囲でディスカウント発行を行うこととしたものであります。発行価額を検討する際には、マルマンコリアが本第三者割当増資により保有することとなる株式は、当社との関係強化の観点から中長期的な保有が前提とされており、マルマンコリアが短期売却での経済的利益を享受する可能性が低いこと、また、当社の業績が回復基調にあるものの、財務体質が依然として脆弱であり、株価下落リスクがあること、マルマンコリア以外には本第三者割当増資を引き受けてくれる先を見出すことは相当困難であることなどを考慮いたしました。

なお、当社の取締役会長の許京秀氏は、マルマンコリアの株式の 70%を保有していることから、本第三者割当増資は実質的には経営者に対するディスカウント発行とも見られる余地がありますが、本第三者割当増資を検討するに至った経緯とDESによる金利負担の減少等、当社が本第三者割当増資の実行後に享受する利益を考慮した場合、当社の財務体質を強化するうえで本第三者割当増資の意義は極めて大きく、本第三者割当増資を実現するためには、合理的な範囲でのディスカウントの検討が必要であると判断しました。そのうえで、許京秀氏のほか、マルマンコリアの代表取締役である金錫根氏及び同取締役である出山泰弘氏を当社の立場において関与させない形でマルマンコリアとの間で真摯に交渉を重ね、「9.企業行動規範上の手続き」記載の当社の社外役員から提出された報告書も最大限尊重したうえで、発行価額を決定したものであります。

日本証券業協会の「第三者割当増資の取り扱いに関する指針」(平成 22 年 4 月 1 日付)によれば、第三者割当により株式の発行を行う場合には、その払込金額は、原則として取締役会決議日の直前営業日の価格に 0.9 を乗じた額以上の価格で決定することとされており、上記発行価額の算定は、当該指針に準拠するものであることから、有利発行に該当しないものと考えております。

当該発行価額については、当社の全監査役3名(うち2名は社外監査役)から、当社株式の株価の推移、市場全体の環境、事業状況等を勘案し、上記算定根拠を含めて割当予定先に特に有利な発行価額には該当せず適法である旨の意見を得ております。

なお、平成 28 年 8 月 10 日開催の取締役会決議において、割当予定先であるマルマンコリアの代表取締役である金錫根、同取締役である出山泰弘及びマルマンコリアの株式の 70%を保有し、「II. 主要株主である筆頭株主、親会社以外の支配株主及びその他の関係会社の異動」記載のとおり、本第三者割当増資の結果、親会社以外の支配株主となる許京秀の各氏は、特別の利害関係を有するおそれがあると判断し、かかる取締役会の審議及び決議には参加しておらず、当社の立場において割当予定先との協議及び交渉にも参加しておりません。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資による新規発行株式数は 3,327,200 株となり、発行済株式の総数である 12,253,709 株を分母とする希薄化率は 27.15%です。また、議決権ベースでも、本第三者割当増資に係る新規発行株式数に係る議決権の数は 33,272 個であり、発行済株式総数に係る議決権の総数である 122,521 個を分母とする希薄化率は 27.16%となる見込みです。

しかしながら、「2.募集の目的及び理由」に記載のとおり、当社グループの課題であります財務体質の強化のためには、本第三者割当増資による自己資本の充実と有利子負債の圧縮が必要で

あり、当社グループの企業価値を向上させていくためには、本第三者割当増資とコスモグループとの関係強化が必要不可欠であると考えております。本第三者割当増資により、有利子負債の圧縮とそれに伴う支払利息の削減及び資金調達力の確保がなされ、当社グループの経営基盤の安定化と財務体質の強化が図られることにより当社グループの企業価値が向上し、将来的には既存株主の皆様の利益向上につながるものと考えております。また、割当予定先であるマルマンコリアからは、一層の関係強化の趣旨に鑑み、中長期的に株式を保有する意向である旨聞いており、少なくとも当面の間においては、割当予定先からの株式の売却によって市場において当社株式への売り圧力が高まる可能性は限定的であると考えております。したがいまして、本第三者割当増資による発行株式数及び希薄化の規模は、合理的な規模であると判断いたしております。

6. 割当先の選定理由等

(1) 割当先の概要

(平成28年7月31日現在)

1	名 称	株式会社マルマ	マンコリア			
2	所 在 地	大韓民国ソウル特別市江南区テヘラン路 238,13 階				
3	代表者の役職・氏名	代表取締役 金錫根				
4	事 業 内 容	ゴルフ用品なと	ごの輸入販売			
(5)	資 本 金	3,065,935,000	ウォン			
6	設 立 年 月 日	平成 15 年 4 月	10 日			
7	発 行 済 株 式 数	6,131,870 株				
8	決 算 期	3月	3月			
9	従 業 員 数	58 人				
10	大株主及び持株比率	許京秀: 70% 株式会社コスモ化学: 30%				
11)	主要取引先	仕入先:マルマン株式会社 販売先:新世界百貨店、Golf Zone 他、百貨店、ゴルフ量販店等				
12	主要取引銀行	ウリ銀行、新韓	銀行、他			
		資本関係	該当ありません。			
		取引関係	当社より製品を仕入れ、韓国で販売いたしております。			
⑬ 当社と割当先の関係		人的関係	当該会社の代表取締役の金錫根氏は、当社の社外取締役を兼務しております。 当該会社の取締役の出山泰弘氏は、当社の代表取締役を兼務しております。 当該会社の株式の 70%を保有する許京秀氏は、当社の取締役会長を務めております。			

関連当事 当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。 者への該 また、当該会社の関係者及び関連会社は、当社の関 当 状 況 連当事者には該当しません。 (単位:百万ウォン)

				子 日 (三) (3) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	
<u>(14)</u> į	直近3ヵ年の	経営成	績及び財政状況		(単位:百万ウォン)
決	算	期	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
純	資	産	2,250	4,325	7,465
総	資	産	32,907	35,422	33,824
1株当たり純資産(ウォン)			367	705	1,216
売	上	高	28,202	29,601	31,510
営	業利	益	2,921	4,146	4,251
経	常利	益	1,744	3,387	4.389
当	期 純 利	益	971	2,254	3.127
1株当	たり当期純利益(ウォン)	145	368	510
1株	当たり配当金(ウェ	ォン)	配当実績なし	配当実績なし	配当実績なし

(注) 当社は、割当予定先であるマルマンコリア、並びにその役員及び株主が反社会的勢力でな い旨、反社会的勢力が運営又は経営に関与していない旨、反社会的勢力と意図的に取引関 係を有していない旨を確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出し ております。調査方法としましては、割当予定先であるマルマンコリア、並びにその役員 及び株主につきまして、反社会的勢力の関与等のリスクを顕在化し、割当予定先としての 適切性を計ることにより、コンプライアンスの遵守及び企業の社会的責任を果たすため、 当社から第三者の信用調査機関である株式会社 JP リサーチ&コンサルティング(以下、 「JPR&C」といいます。) に調査を依頼しました。当社は JPR&C に対し、その調査方法 を確認したところ、対象企業・対象個人に関わる書類の査閲、分析及び過去の新聞記事検 索、行為情報、訴訟歴確認、各関係機関への照会等の実施を行ったとの回答を受けており ます。その調査結果として、割当予定先であるマルマンコリア、並びにその役員及び株主 についても反社会的勢力との関わりを示す情報などは把握されていないため、反社会的勢 力と関わりのあるものではないと判断される旨の報告を平成28年7月29日付で受けてお ります。また、マルマンコリアに対する当社の聞き取り調査により、調査報告書受領日か ら現在に至るまで、調査報告書の内容に関して状況変化がないことを確認いたしておりま す。

(2) 割当予定先を選定した理由

割当予定先であるマルマンコリアは、韓国に本拠地を置き、化学・建設エンジニアリング・産業資材・流通業などの事業を行う企業 10 数社を擁するコスモグループを構成する企業の1社で、韓国でゴルフ用品及びウィンタースポーツ用品等を販売する会社であります。

同社は、平成 15 年、当社とコスモグループの韓国における合弁会社として設立されましたが、 当社は平成 26 年、当社の保有する同社の株式をコスモグループの系列企業に全て売却したため、 現在、当社と同社の直接の資本関係はありません。 しかし、同社は当社の韓国の総代理店として、当社製品を韓国国内で独占的に販売しており、 当社にとって最大の販売先に当たります。また、同社の韓国におけるプロモーションの成果により、「Majesty」は、韓国において最高級ブランドとして認知されるようになり、ゴルフ用品の枠を超えた高いブランドイメージが確立されております。一方で、マルマンコリアは、取扱商品の大部分を当社製品で占めており、同社にとって当社は重要な仕入先に当たります。

当社グループとマルマンコリアを始めとするコスモグループは、当社の製品及びブランドを通じて互いに企業価値を共有しており、当社グループは、経営基盤の安定を目的として、これまで同社及び同グループより財務面を含む各種支援の提供を受けております。

このように当社グループとマルマンコリアの関係は非常に深く、また、当社製品のブランド価値の更なる向上に向けて将来においても当社製品の販売先・仕入先としての良好な関係を維持し、より堅固にしていくことが双方の発展につながるものと考え、そのためにマルマンコリアを割当予定先とすることが、当社グループ並びに当社既存株主の皆様にとって最良の方法であると判断いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先からは、一層の関係強化の趣旨に鑑み、中長期的に株式を保有する意向であることを口頭にて確認しております。

また、割当予定先との間において、新株式払込期日(平成 28 年 8 月 26 日)より 2 年間において、新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、ただちに譲渡を受けた者の商号又は氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡方法等を当社に書面で報告すること及び、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所へ報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることについて同意することについての確約書を入手する予定であります。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

本第三者割当増資は、当社に対する金銭債権の現物出資(DES)によるものであるため、金銭の払込みはありません。なお、現物出資におきましては、会社法第207条第9項第5号により、現物出資財産が株式会社に対する金銭債権(弁済期の到来しているものに限る。)であって、当該金銭債権について定められた会社法第199条第1項第3号の価額(金銭以外の財産の価額)が当該金銭債権に係る負債の帳簿価格を超えない場合は、検査役の検査若しくは弁護士、公認会計士又は税理士等による調査は不要とされております。そこで、当社におきましても当該財産(当社の債務)の実在性及び払込金額が対象となる金銭債権に係る負債の帳簿価額を超えないことを、当社の会計帳簿により確認いたしました。なお、弁済期につきましては、「3.調達する資金の額、使途及び支出予定時期」の「(2) 現物出資の目的となる債権(当社の債務)」に記載のとおり当社が期限の利益を放棄することにより弁済期が到来しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前		募集後		
株式会社 COSMO&Company	25.22%	株式会社マルマンコリア	21.36%	
許 京秀	13.09%	株式会社 COSMO&Company	19.83%	
パインクレスト アセット マネジメ ント合同会社	8.12%	許 京秀	10.30%	
日本証券金融株式会社	3.13%	パインクレスト アセット マネジ メント合同会社	6.39%	
小川 久哉	1.80%	日本証券金融株式会社	2.46%	
松井証券株式会社	1.12%	小川 久哉	1.41%	
福岡 慎二	0.82%	松井証券株式会社	0.88%	
マネックス証券株式会社	0.59%	福岡 愼二	0.64%	
大西 一男	0.57%	マネックス証券株式会社	0.46%	
マルマン社員持株会	0.56%	大西 一男	0.45%	

- (注) 1. 募集前の持株比率につきましては、平成 28 年 3 月 31 日時点の株主名簿及び本日までに 提出された大量保有報告書に記載された数値を基準として記載しております。
 - 2. 募集前の発行済株式総数は 12,253,709 株、発行済株式に係る議決権の総数は 122,521 個であります。
 - 3. 持株比率は、小数第3位を四捨五入しております。

8. 今後の見通し

本第三者割当増資が当社の業績に与える影響につきましては、業績及びその他の要因を含めて精査中であり、業績予想の修正が必要と判断される場合には、速やかにお知らせいたします。

9. 企業行動規範上の手続き

本第三者割当増資は、①希薄化率が 25%以上となること及び②許京秀氏が新たに当社の支配株主に該当することにより、支配株主の異動を伴うものであることから、株式会社東京証券取引所の「企業行動規範に関する規則」に定める経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は株主の意思確認手続が必要となります。

そこで、当社は、当社の経営から一定程度独立した者として独立役員である社外取締役の石上晴 康氏及び永井猛氏並びに独立役員である社外監査役の樋口俊輔氏の3氏(以下、「当該社外役員」と いいます。)に対し、本第三者割当増資に関する諮問を行いました。

当社は、当該社外役員に対し、当社グループの現状における財務状況や経営成績、金融機関との取引状況、本第三者割当増資に関する事項に係る募集株式発行の目的及び理由、募集に至る経緯、第三者割当増資及びその他の資金調達手段との比較、払込金額算定の根拠、発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠、割当予定先の選定理由等に関する事項と、当該社外役員からの質問事項に関して詳細に説明を行い、当該社外役員はこれを踏まえ慎重に審議・検討を行いました。

その結果、当該社外役員は、当社の取締役会に対して連名で、本第三者割当増資について必要性及び相当性が認められる旨の平成28年8月10日付第三者割当増資に関する報告書を提出しております。

なお、当該社外役員は、当社に自己資本を改善させ財務基盤を強化する必要があること、当社の経常損益の速やかな改善を実現するためには、早期に本第三者割当増資を含む今後の事業計画を実施する必要があること等から本第三者割当増資の必要性があり、かつ、資金調達方法の選択について合理性があること、割当予定先の選定理由に相当性があること、希薄化の規模が合理的であること、払込金額が妥当であること等から本第三者割当増資の相当性があると判断しております。

その判断の根拠として、資金調達方法の合理性については、当社グループの自己資本比率の状況及び担保提供が可能な資産の有無並びに当社グループの最近の業績等から、間接金融による新たな資金調達が極めて困難であること、また、新株予約権又は新株予約権付社債の発行によっては、当社の財務体質を強化するに足りる十分な資金調達は期待できないこと及び現在の株式市場の状況並びに当社の業績、財務状況、株価動向等からすると、公募増資も現実的ではなく、調達額が不確定である等の理由から、株主割当も適当ではないことから、第三者割当による新株式の発行という資金調達の方法には合理性が認められるとし、さらに、本第三者割当増資の目的が当社グループの有利子負債の圧縮と資本の増強による財務体質の強化であること及び当社の財務状況からすると、金銭の払込みによる第三者割当増資に応じてもらえる割当先を早期に確保することは困難であると考えられることに照らせば、当社に対する金銭債権の現物出資(デット・エクイティ・スワップ(以下「DES」という。))の方法を採用することについても合理性が認められるとしております。

また、割当予定先の選定理由の相当性については、当社とマルマンコリアが、当社製品及びブランドを通じて互いに企業価値を共有しており、当社製品の販売先及び仕入先としての良好な関係をより堅固なものにするために、マルマンコリアと資本関係を築くことには十分な合理性が認められることから、マルマンコリアを割当予定先とする理由には相当性が認められるとしております。

希薄化の規模の合理性については、本第三者割当増資により有利子負債の圧縮とそれに伴う支払利息の削減及び資金調達力の確保がなされ、当社グループの企業価値及び既存株主の中長期的な利益の向上に資すると認められること、また、マルマンコリアの中長期的な当社株式保有の意向から、割当予定先の株式売却により当社株式の売り圧力が高まる可能性は限定的であると考えられることから、本第三者割当増資による発行株式数及び希薄化の規模は、合理的な規模であるとしております。

払込金額の妥当性については、本第三者割当増資に係る取締役会決議の直前営業日の終値である 122 円から 9.84%ディスカウントした 110 円の発行価額について、日本証券業協会の「第三者割当 増資の取り扱いに関する指針」(平成 22 年 4 月 1 日付)に準拠しており、有利発行に該当しないと 認められること、また、マルマンコリアは当社株式を中長期的に保有する意向であり、短期売却により利益を得る可能性が高いといった事情は認められず、他方で可、マルマンコリアにおいて相応 の株価下落リスクが存在することなどを踏まえると、マルマンコリアが本第三者割当増資の割当先 となるにあたり、直前営業日の終値から 9.84%ディスカウントした価格を求めたとしても殊更不合理なことであるとは言えないとしております。更に、マルマンコリアの代表取締役である金錫根、同取締役である出山泰弘及びマルマンコリアの株式の 70%を保有し、本第三者割当増資の結果、親会社以外の支配株主となる許京秀の各氏は、特別の利害関係を有するおそれのあることから、当社

の立場においてマルマンコリアとの協議及び交渉に参加しておらず、かつ、平成28年8月10日開 催の取締役会決議の審議及び決議に参加しない見込みであることから、発行価額の決定に関する協 議の過程においても不適切な点が認められないとし、その上で、当社として少しでも既存株主に有 利な条件を引き出すべくマルマンコリアと交渉を重ねた結果として払込金額が決定されていること が認められることから、本第三者割当増資における払込金額は妥当であるものと認められるとして おります。なお、本第三者割当増資が、当社の取締役会長である許京秀氏が70%の株式を保有する マルマンコリアを割当予定先として、当社株式の市場株価から 9.84%のディスカウントをした払込 金額をもって行うものであることについては、本第三者割当増資の実行前の時点では、許京秀氏は 当社の支配株主には該当していないこと、許京秀氏とマルマンコリアはあくまでも異なる法主体で あり、かつ、マルマンコリアには許京秀氏以外に株式の30%を保有する別の株主が存在し、当該株 主は韓国における上場会社であることからすれば、仮に、当社が現在の厳しい財務状況に陥る過程 に許京秀氏が経営者として一定の関与を行っていたとしても、マルマンコリアが引き受ける当社株 式についてディスカウントを否定すべきとまでは言えず、上記のとおり、マルマンコリアにおいて も相応の価格下落リスクを負担しており、また、10%の範囲内でディスカウントをした払込金額に よる第三者割当増資は実務上一般的に行われていることを踏まえると、マルマンコリアがディスカ ウントなしの払込金額をもって当社の第三者割当増資に応じることは考えにくいこと、当社の財務 体質を強化するうえで本第三者割当増資を実施する必要性が高いことなどを総合的に考慮すれば、 許京秀氏が 70%の株式を保有するマルマンコリアに対して 9.84%のディスカウントした払込金額 をもって当社の株式を割り当てることは不合理であるとは認められないとしております。

以上の経緯を経て、当社取締役会は、当該社外役員から提出された報告書を最大限尊重して、当 社企業価値の向上及び当社株主利益の確保その他本第三者割当増資に係る発行条件の公正性の確保 等の観点から慎重な審議を行い、本第三者割当増資を行うことを決議いたしました。

なお、本第三者割当増資は、支配株主との取引には該当しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

(単位百万円)

	平成25年9月期	平成26年9月期	平成27年9月期
連結売上高	6,298	6,065	6,393
連結営業利益	$\triangle 324$	$\triangle 460$	142
連結経常利益	$\triangle 540$	$\triangle 494$	38
連結当期純利益	$\triangle 1,663$	$\triangle 917$	42
1株当たり連結当期純利益(円)	$\triangle 146.35$	$\triangle 75.00$	3.51
1株当たり配当金(円)		_	_
1株当たり連結純資産(円)	114.69	42.23	45.85

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (平成 28年3月31日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率	
発 行 済 株 式 数	12,253,709 株	100.00%	
現時点の転換価額(行使価額)	2,035,882 株	16.61%	
における潜在株式数	2,050,062 1/1	10.01 /0	
下限値の転換価額(行使価額)	一株	-%	
における潜在株式数	— ₁ / ₁ / ₁	_ /0	
上限値の転換価額 (行使価額)	一株	_%	
における潜在株式数	— ₁ **	— 7 0	

(3) 最近の株価の状況

①最近3年間の状況

	平成25年9月期	平成26年9月期	平成27年9月期
始 値	170 円	183 円	148 円
高 値	220 円	211 円	341 円
安 値	161 円	115 円	121 円
終値	183 円	143 円	155 円

②最近6ヶ月の状況

	2月	3月	4月	5月	6月	7月
始 値	153 円	141 円	138 円	134 円	134 円	117 円
高 値	158 円	146 円	146 円	139 円	137 円	123 円
安 値	116 円	136 円	125 円	131 円	110 円	111 円
終値	141 円	137 円	135 円	137 円	117 円	117円

③発行決議日前営業日株価

	平成 28 年 8 月 9 日
始 値	122 円
高 値	125 円
安 値	121 円
終値	122 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

①第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

払		込	期		日	平成 27 年 6 月 26 日
調	達	資	金	0)	額	170,000,000 円 (差引手取額)
転		換	価		額	204 円
募集時における発行済株式総数				株式	総数	12,229,200 株
当該発行による潜在株式数			主株:	式数	980,392 株	
割		= 	当		先	ドリーム8号投資事業有限責任組合
現時	現時点における転換状況			換丬	犬 況	転換済株式数(行使済株式数)24,509 株
						(残高 195,000,000 円、転換価額 5,000,000 円)
発行	· 時に	おける	当初の	資金	使途	借入金の返済
発行	時に	おける	る支出	予定日	時期	平成 27 年 6 月
現時	寺点し	こおり	ナる充	当	犬況	当初資金使途に全額充当しております。

②第三者割当による第1回新株予約権

割	当日			平成 27 年 6 月 26 日		
発 行	新株	予 約	権数	45個(1個当たりの目的株式数 24,000株)		
発行時	における詞	周達予定資	金の額	240,906,960 円		
募集時	テにおける	発行済物	未式総数	12,229,200 株		
当該	発行によ	る潜在	株式数	1,080,000 株		
発	行	価	額	総額 3,306,960 円(1個当たり 73,488 円)		
割		当	先	ドリーム8号投資事業有限責任組合		
行	使	状	況	行使済新株予約権数 0個		
現時点	における詞	周達した資	金の額	3,306,960 円		
				フィッティングアリーナ東京の開設費用 25 百万円		
発行時における当初の資金使途			金使途	契約プロの増強 25 百万円		
				資金の借換えを前提とした借入金の返済 160 百万円		
現時	点にお	ける充	当状況	借入金の返済に充当しております。		

11. 発行要項

別紙参照

Ⅱ.主要株主である筆頭株主、親会社以外の支配株主及びその他の関係会社の異動

1. 異動が生じる経緯

本第三者割当増資の効力が発生することにより、新たに当社の主要株主である筆頭株主、親会社以外の支配株主及びその他の関係会社に異動が生じ、新たに割当予定先であるマルマンコリアが主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社になるとともに、COSMO & Company が筆頭株主及びその他の関係会社ではない主要株主になる見込みです。また、マルマンコリアの株式の 70%を保有し、かつ、COSMO & Company の株式の 60%を保有する許京秀氏が新たに親会社以外の支配株主になる見込みです。

2. 異動予定の株主の概要

(1) 新たに主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に該当することとなる株主の概要 マルマンコリアの概要は、「I.第三者割当(デット・エクイティ・スワップ)による新株式の 発行」の「6.割当先の選定理由等」の「(1) 割当先の概要」に記載のとおりであります。

(2) 筆頭株主及びその他の関係会社に該当しなくなった株主の概要

<u> </u>	7 PARTAGO COLORINA EL INGLO SI CINEDO MA				
1	名称	株式会社 COSMO & Company			
2	所 在 地	東京都港区新橋二丁目 16 番 1 号			
3	代表者の役職・氏名	代表取締役 盧 康九			
4	事 業 内 容	商品卸・小売および仲介、電子商取引、貿易、不動産関連事業、			
		旅行業、酒類販売			
(5)	資 本 金	509,5000 千円			
6	設 立 年 月 日	平成 23 年 3 月 4 日			
7	発 行 済 株 式 数	6,131,870 株			
8	純資産	△292,976 千円(平成 27 年 12 月末現在)			
9	総資産	805,209 千円(平成 27 年 12 月末現在)			
(10)	大株主及び持株比率	許京秀: 60%,			
10	八小工人人	COSMO & Company Inc.40%			
		資本関係	当該会社は、当社普通株式 3,090,000 株を保有しております。		
11)	当社との関係	取引関係	該当事項はありません。		
		人的関係	当該会社の取締役 1 名が、当社の取締役を兼務しております。		

(3) 新たに親会社以外の支配株主に該当することとなる株主の概要

1	氏 名	許 京秀			
2	住 所	東京都新宿区			
	職 業 の 内 容	1. マルマン株式会社 取締役会長			
3		2. 株式会社 COSMO & Company 取締役			
		3. COSMO & Company Inc. 取締役			
		4. COSMO 新素材株式会社 代表取		代表取締役	
	当社との関係		許京秀氏は、当社普通株式 1,604,200 株を保有してお		
		資本関係	ります。		
			また、許京秀氏が60%の株式を保有する株式会社		
(4)			COSMO & Company は、当社普通株式 3,090,000 株		
			を保有しております。		
		取引関係	該当事項はありません。		
		人的関係	許京秀氏は、当社の取締役を務めております。		

3. 異動前後における議決権の数及び所有割合

(1) 株式会社マルマンコリア

	属性	議決権の数(議決権所有割合)			十杯子順告
	周1生	直接所有分	合算対象分	合計	大株主順位
異動前	_	一個	一個	一個	
共製削		(-%)	(-%)	- %	_
異動後	主要株主である筆 頭株主及びその他 の関係会社	33,272 個 (21.36%)	一個 (一%)	33,272 個 (21.36%)	第1位

(2) 株式会社 COSMO & Company

	属性	議決権の数(議決権所有割合)			十批子順告
	周1生	直接所有分	合算対象分	合計	大株主順位
異動前	主要株主である筆 頭株主及びその他 の関係会社	30,900 個 (25.22%)	一個 (一%)	30,900 個 (25.22%)	第1位
異動後	主要株主	30,900 個 (19.83%)	一個 (一%)	30,900 個 (19.83%)	第2位

(3) 許 京秀

	属性	議決権の	十年子順告		
	周往	直接所有分	合算対象分	合計	大株主順位
異動前	前 主要株主	16,042 個	30,900 個	46,942 個	第2位
共 期削		(13.09%)	(25.22%)	(38.31%)	
田利公	主要株主及び親会	16,042 個	64,172 個	80,214 個	英 0 片
異動後	社以外の支配株主	(10.30%)	(41.19%)	(51.49%)	第3位

- ※ 議決権を有しない株式として発行株式総数から控除した株式数 1,609 株
- ※ 本日現在(平成 28 年 8 月 10 日)の発行済株式総数 12,253,709 株
- 4. 異動予定年月日平成28年8月26日

5. 今後の見通し

「I.第三者割当 (デット・エクイティ・スワップ) による新株式の発行」の「8.今後の見通し」 に記載のとおりであります。

以上

(普通株式発行要項)

1. 発行新株式数 普通株式 3,327,200 株

2. 発行価額 1株につき 110円

(発行価額は本第三者割当増資に係る取締役会決議日の前日の株式会社東京証券取引所 JASDAQ 市場における当社普通株式の終値に 9.84%ディスカウントした価格)

3. 発行価額の総額 365,992,000 円

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、182,996,000円(1株につき 55円) 増加する資本準備金の額は182,996,000円(1株につき 55円)

5. 発行方法 全株式を株式会社マルマンコリアに割り当てる。

6. 申込期間 平成 28 年 8 月 26 日7. 払込期日 平成 28 年 8 月 26 日

8. その他

- ① 上記新株式発行に関するその他の事項については、当社代表取締役社長に一任とします。
- ② 上記新株式発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。
- ③ 上記発行価額の総額の全額は、当社に対する金銭債権の現物出資(デット・エクイティ・スワップ)の払込方法によるものとします。